

第2. 補助対象者

本事業の補助対象者は、日本国内に所在する1又は2の要件を満たし、かつ3及び4に掲げる要件を満たす者であることとします。

1 個人事業主の場合

ア 次の（ア）から（オ）までに掲げる者であること。

（ア） 地域計画のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいいます。）に位置づけられた者（東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の12市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村をいいます。以下「原子力被災12市町村」といいます。）及び令和6年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限ります。以下同じ。）にあたっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいいます。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体を含みます。）

（イ） 今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者

（ウ） 認定農業者

（エ） 認定就農者

（オ） その他市町村長が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

イ 令和6年1月1日から経営発展計画の提出時までに地域農業の担い手である先代事業者（個人事業主に限ります。以下同じ。）からその経営に関する主宰権の移譲を受けていること（所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する届出書、確定申告書その他関係書類で当該主宰権の移譲を確認できる場合に限りま。）。

ウ イの主宰権の移譲に際して、原則として、先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

エ 税務申告等を本事業による助成を受けようとする者の名義で行っていること。

オ 青色申告者であること。

カ 家族農業経営である場合にあっては、家族経営協定を書面で締結していること。

キ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

ク 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると補助事業者が認めること。

ケ イの主宰権の移譲を受けた日より前に農業経営を主宰していないこと。

コ 「農業人材力強化総合支援事業実施要綱」（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）別記1の第2の2に掲げる事業（以下「農業次世代人材投資事業（経営開始型）」といいます。）に係る資金又は「新規就農者育成総合対策実施要綱」（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者育成実施要綱」といいます。）別記2の第2の2に掲げる事業に係る資金（以下「経営開始資金」といいます。）に係る資金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

サ 新規就農者育成実施要綱別記1に掲げる事業（以下「経営発展支援事業」といいます。）、

「新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱」（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知）別記1に掲げる事業（以下「就農準備・経営開始支援事業」といいます。）又は同実施要綱の別記2に掲げる事業（以下「世代交代・初期投資促進事業」といいます。）を現に実施しておらず、かつ過去に実施していないこと。

2 法人の場合

※ **集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号八に掲げる組織）を含みます。**

ア 次の（ア）から（オ）までに掲げる者であること。

（ア） 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（原子力被災12市町村及び令和6年能登半島地震の被災市町にあっては、実質化された人・農地プランに位置付けられた中心経営体を含みます。）

（イ） 今後目標地図に位置づけられることが見込まれる者

（ウ） 認定農業者

（エ） 認定就農者

（オ） その他市町村が地域農業の維持・発展に重要な役割を果たすと認めた者

イ 次に掲げる（ア）又は（イ）の要件を満たすこと。

（ア） 法人の経営の主宰権を先代経営者から移譲を受ける場合にあっては、当該法人が地域農業の担い手であり、後継者（個人に限ります。以下同じ。）が令和6年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること（法人登記、定款又は規約による確認ができる場合に限ります。）。

（イ） 先代事業者からその経営に関する主宰権の移譲を受けると同時に農業経営の法人化を行う場合にあっては、当該先代事業者が地域農業の担い手であり、後継者が令和6年1月1日から経営発展計画を提出する時までに当該主宰権の移譲を受けていること。

ウ イの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲に際して、原則として、法人自ら又は先代事業者が有していた生産基盤や経営規模等が著しく縮小していないこと。

エ 青色申告者であること。

オ 経営発展計画を策定し、当該経営発展計画に基づいて経営発展に取り組み、かつ、当該経営発展計画の達成が実現可能であると見込まれること。

カ 地域の農地等を引き受けるなど地域農業の維持・発展に貢献する強い意欲を有していると補助事業者が認めること。

キ イの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者がその日より前に農業経営を主宰していないこと。

ク イの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に農業次世代人材投資事業（経営開始型）又は経営開始資金に係る資金の交付を受けていないこと。

ケ イの（ア）又は（イ）の主宰権の移譲を受けた後継者が過去に経営発展支援事業、就農準備・経営開始支援事業又は世代交代・初期投資促進事業を実施していないこと。

3 以下に該当しない者であること。

ア 本事業によって行う取組と同一内容の取組を行おうとするために、本事業以外の国（独立

行政法人等を含みます。)が助成する事業(補助金、委託費等。ただし、融資に関する利子助成措置を除きます。)の採択・交付決定を受けている者

イ 令和3年度から6年度の経営継承・発展等支援事業のうち経営継承・発展支援事業の交付を受けた者

4 次のアからエまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 法人等(個人又は法人をいいます。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)であるとき、又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、その他経営に実質的に関与している者をいいます。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

第3. 補助対象経費等

1 補助率

本事業による国の補助率は2分の1以内とし、補助金の額は、助成対象者(実施要綱等の定めるところにより補助金事務局が選定した補助対象者。以下同じ。)1人当たり100万円以内とします。ただし、補助事業者が補助金の交付に当たり助成対象者の経営発展に向けた取組に必要な事業費の2分の1(上限50万円)を負担する場合に限り、補助金事務局は補助事業者に国庫補助金を交付することができるものとし、その国庫補助金の額は助成対象者1人当たりの補助事業者の負担する額と同額(上限50万円)とします。

2 補助対象経費

本事業の目的を達成するために必要となる次に掲げる経費(融資に関する利子助成措置以外の国の補助事業の対象となった経費を除きます。)を補助対象経費とします。

なお、本事業において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査の対象となっている農用トラクター(乗用型・歩行型)、田植機、コンバイン(自脱型)又は乾燥機(穀物用循環型)のうち令和7年度以降に新たに販売された型式を導入する場合には、同安全性検査を合格したもののみを補助対象とします。

(1) 専門家謝金	本事業の遂行に必要な指導・助言を受けるために依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費 ・ 謝金の単価は、補助対象者が定める規程等によりその単価の根拠が明確であり、その金額が社会通念上、妥当なものである必要があります。 ・ 謝金単価を規定等により定めていない場合、国が定める謝金の支出基準を踏まえた基準により支出することとします。謝金の支出基準は、参考資料第
------------------	--